

申し入れが耐震指針検討分科会の正式資料に



正面右手の3名が原子力安全委員会事務局

原子力施設の耐震設計審査指針に関する改訂作業が原子力安全委員会での7月から始まっています。私たちは、全国61団体・112個人の連名で9月19日、申し入れを行いました。内閣府合同庁舎4号館の原子力安全委員会の建物に出向き、申し入れを提出すると共に、時間半の交渉をもちました。

原子力安全委員会からは事務局審査指針課から4名が対応し、申し入れ側は、福井3、福島1、新潟1、静岡2、大阪3、神戸1、京都1、関東11、紹介議員の北川れん子衆議院議員(社民党)と秘書2の計26名が参加しました。

申し入れが正式資料に

最初に原発反対福井県民会議の代表が、全体を代表して申し入れ文を提出しました。原子力安全委員会の事務局は、これを共同提出団体・個人一覧および解説と共に翌日の第2回耐震指針検討分科会の正式資料として委員全員に配布すると約束し、実際に配布されました。これはかつてない初めてのことです。分科会の正式資料として配布された以上、分科会はこれをどのように検討したのかを説明する義務が生じます。また、申し入れへの回

答を求める権利が私たちには生じます。また、今のところまだですが、原子力安全委員会のホームページにもそのまま公開されることになりました。

配付資料と議事録の公開を要求

私たちが、耐震指針検討分科会での全配布資料と議事録の公開を求めたところ、「分科会は原則公開で、これまでも非公開にしたことがない」とのことで、議事録以外はすべてホームページで公開するとのことでした。「なぜ議事録については公開しないのか」と迫ると、「原子力安全委員会はサーバー(コンピュータの一種)をもっておらず、委託しているからだ」との答え。「だったらサーバーを作ればよい」と言うと「原子力安全委員会として情報公開が不十分だということですね。わかりました、検討します。」との回答でした。

ホームページへの掲載が遅れることを懸念して、私たちは、配付資料と議事録の郵送を求め、窓口の若狭ネットに郵送するとの確約を得ました。(原子力安全委員会事務局へ行けばもらえますが、若狭ネットに連絡していただければコピーを実費で郵送します。)



申し入れを手渡す原発反対福井県民会議の代表

シンポジウムへの出席要請はその都度検討

私たちは、耐震検討分科会の委員に各地での公開討論会やシンポジウムに出席するよう求めたところ、最初は「耐震問題だけで地方へ出向くことはできないが、地方原子力安全委員会を開いているので、その機会を利用してもらいたい」と突き放した回答。「各地で耐震問題のシンポジウムを開く際、耐震指針検討分科会の委員に出席してもらいたい」と執拗に求めたところ、最後には「その都度、主査と相談させていただく」との確約を得ました。

「現行指針には致命的欠陥はない」

指針改訂の中身については、現状の指針を新知見と比較して問題点を整理・抽出し、議論を深め、指針を直すかどうかを検討していくとの一般的な回答でした。私たちは「第四紀層立地、免震・制振構造、地下立地、人工島式海上立地」を導入するのではないのかと追及すると、「そういう技術があるということは認識しているが、それが採用されるかどうかは今後の議論による」との回答。「じゃあ、何のための改訂か？」と追及すると、「現在の指針に何か致命的な欠陥があるかということそうは認識していない。耐震指針については基本的に十分だと思っている。しかし、この20

年間にいろいろ進んだ技術があるし、この20年間の地震の中でこれまで考慮してこなかったものも起きている。緩和するというのではなく、より信頼性を高めたいということで今回の検討に着手している」と強弁しました。「岩盤立地を前提にして信頼性を高めるのか」と迫ると「今の指針の中で岩盤立地だけを変えずにとは思っていない。」「きつくするか緩くするかということは決めていない。ものによっては緩くなるものもあるかもしれない」と居直りました。

指針の検討には2～3年かかる

事務局によれば、「耐震指針検討分科会での検討に2～3年かかる」とのことでした。指針が改定されるまでさらに何年かかるのかというと、そうではないようです。「原子力安全基準専門部会でも途中段階で耐震指針検討分科会から報告を受け、確認しつつやっているので、最後の段階で原子力安全基準専門部会で『それは違う』ということにはならない。原子力安全委員にも情報を流すので、分科会で改定案の検討が終わった後は、たいていは数ヶ月ぐらいで原子力安全委員会で確認していただいて新しい指針となる。今回もたぶん同じ手続きになると思う。」とのことでした。

静岡からの2年前の申し入れは

浜岡原発を考える静岡ネットワークの代表は「静岡県から2年前に耐震設計審査指針の見直しを求める意見書を出し、2回話し合いをもった。指針の見直しの検討に入っているという段階から 侷たったのが2年前だった。当時は『比較検討をやっており、まだ2年くらいかかる』ということだったが、2年たった今、まだ2～3年かかるという。これまで合計3年間の検討がなされているはずであり、素案ができてはいるはずだから、それを公開してほしい」と求めました。しかし、これには「原子力

発電技術機構への委託調査を平成8年度から5年間やってきているが、調査がまとまったら検討会を立ち上げる予定できており、部内での検討はしていない」と回答しました。そこで、「これまで2回ほど『約束はどうなっているか、調査はどの程度進んでいるか』と請求しているが、『検討中です』と言うだけで資料送付もなかった。」と追及すると、当時の旧科技庁担当者に責任を転嫁して逃げました。

上からの衝撃は考慮していない

ニューヨークのテロ事件に関連して、「原発への上からの衝撃には耐震設計で考えることになっているが、六ヶ所再処理工場以外は航空機の墜落など上からの衝撃を考慮していない」という点については、「確かに六ヶ所再処理工場以外はそうになっていないし、求められていない。今の安全審査としては、定期航路の航空機、定期航路のない航空機、自衛隊や米軍の航空機などがあるが、まっすぐに原発へ進むということはないだろう。原発は上空飛行制限があり、また、機首をそらすな

ど最低限の回避行動をとる余裕があるので、原発への航空機墜落の確率は低いと判断している。三沢には米軍基地があるから、近くにある六ヶ所再処理工場では墜落を考慮している。」と居直りました。「航空機業界の経済競争から見て墜落の危険は高まっている。上からの衝撃に耐えられない原発の運転は認めないという強い姿勢が必要だ。」と追及されると、「ご意見は賜ります。」と逃げました。

交渉後の参加者交流会で、12月8日がもんじゅ現地行動なので、翌日の12月9日(日)に大阪で「原発耐震シンポジウム」をもち、耐震指針検討分科会の委員を呼んで追及してはどうかという話がまとまりました。若狭ネットでは早速、北川議員を通してシンポジウムへの分科会委員の出席を要請しています。分科会委員との公開討論の場をぜひ実現させ、耐震設計審査指針の緩和を許さず、指針の抜本的強化を求め、それを満たせない原発の即時運転停止、新增設中止を求めています。皆さんの一層のご支援をお願いします。

第1回耐震指針検討分科会の議事録から

耐震指針に見える諸矛盾の解決が急務！！？

原子力安全委員会での耐震設計審査指針の見直し作業が本格的に始まりました。原子力安全委員会から6月25日付で「原発耐震設計の安全審査指針類の調査審議」を指示された原子力安全基準専門部会は7月3日、「耐震指針検討分科会」の設置を決め、第1回会合が7月10日、第2回会合が9月20日に開かれました。今後も1~2ヶ月に1回のペースで開かれると思われませんが、配付資料や議事録で議論の推移を監視していきたいと思えます。

今回は第1回分科会議事録と第2回分科会配付資料に基づき、分科会が何をどのように検討しているのかを探りたいと思えます。

現行指針に致命的欠陥はないが、問題あり？

原子力安全委員会事務局は「現行指針に致命的な欠陥はない」と断言しています。第1回耐震指針検討分科会でも、原子力発電技術機構への委託調査結果である「平成十二年度原子力施設の耐震安全性に関する調査成果報告書」(2001.3)が検討の基本資料とされました。この報告書は、阪神・淡路大震災の直後に耐震安全検討会が出した「指針類の妥当性は損なわれない」との結論をそのまま踏襲し、「信頼性を一層向上させる」ために最新の知見と課題を整理したというものです。

ところが、この公式見解とは逆に、第1回分科会では、「現行指針に問題あり」との認識が披露されています。

原子力安全委員の飛岡利明氏は「今まで残っている大きな問題は、立地審査指針とこの耐震指針に関してはきっちりしなければいけないというのが、ここ数年みんなが気にしていたところだ」と率直に述べています。

原子炉の耐震性が専門の秋山宏氏(日本大学総合科学研究所教授)は「余りきちっと整合させて大目標に従って分析があるというような形にすると、それはいつまでたっても設計法として私はまとまらないのではないかと思います。どちらかという、今までわかっている事実を積み重ねてきて耐震設計の体系というのはできているわけですね。ですけれども、**そこにはいろいろな諸矛盾が見えているわけです。ですからそういう見えた矛盾をできるだけ整合性のとれたものに、ある時系列的に徐々に改定していくということの使命も今回あるんじゃないか**と思います。それから、もう一つは、非常に大きな耐震目標をどういうふうに設定すべきか・・・それは最後にはわかるかもしれませんが、なかなかはっきりしないかもしれません。・・・それほど今回のこれはそう長い時間をかけないと、今の時点で余りにもおかしいという点を直していくということにも一つの使命があり、全体の大目標がいかにあるべきかということにも徐々に近づいていくというようなところじゃないかと思うんですね。」

また、今の1981年版耐震指針制定前に2年ほど非公式討議に加わり今年1月まで原子力安全委員会専門委員を務めていた柴田碧氏(日本大学教授を3月退職、(財)地震予知総合研究振興会副首席主任研究員)は、「今いくつかのプラントで地震の切迫性のことが議論されて、具体的な数字も推進本部や何かから発表されていますから、**そうやって議論しているうちにも実際の地震というのが発電所に来るかも知れない**ということで、私は基本的な議論も

ですけれども、秋山先生の仰るように、とにかく諸矛盾を順々に解決していくということとパラレルにして、既存のプラントについてできる対策はとにかくしていくという方向というふうに考えたいと思います。」

要するに、現行指針には大きな問題があり、活動期に入ったとされる地震活動が原発を襲う前に手を打つ必要があるということを事実上認めているのです。そうしながら、建前では「現行指針に問題はない」と開き直り、手を打とうとしていません。むしろ、事務局や分科会の多数は確率論的安全評価に基づく安全目標を導入し、現行指針を容認し、耐震設計を緩和することすら考えています。米ノースリッジ地震で倒壊した高速道路を調査した後も「日本の高速道路は大丈夫だ」と豪語していた地震学者らは、阪神・淡路大震災で言葉を失いました。原発が地震で倒壊すれば、その被害は一地域に留まらず、国境を越えて広がります。その自覚が政府や耐震指針分科会の委員にはどれだけあるのでしょうか。

安全目標の議論が先行し始める

耐震指針検討分科会の委員は17名、第2回分科会までの議論から判断して、耐震設計における決定論的評価と確率論的評価を互いにどのように位置づけるかが最大の課題になりそうです。実際、第2回分科会では以下の**検討を進めるにあたっての確認事項**が決定されています。

本分科会における検討の進め方と方向性について以下の各項を確認し、今後の検討のめやすとする。

- 1.本分科会では、現行の「**発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(以下「耐震指針」とする)**」の枠組みにとらわれることなく、**新しい考えについても積極的に検討を進める。**
- 2.耐震設計においては、**安全目標の考え方や整合が図られていることが望ましい。**したがって、**本分科会の検討は、安全目標専門部会**

の調査審議状況を注視しながら進める。

3. 今後の新知見、新技術に柔軟に対応できるように、耐震指針では基本的な事項を規定する方向で検討を進める。

4. 検討期間は概ね3年程度を目標とし、この間に本分科会としての結論を得ることとする。

5. なお、この「検討を進めるにあたっての確認事項」は検討の進展に伴って、必要に応じて、適宜修正されるものとする。

このうち、2と4は密接に関連しています。というのは、「包括的な安全目標の策定」が1年を目処に出され、安全審査指針体系の中での位置づけがその後1年で行われるからです。

安全目標専門部会は今年2月16日に第1回会合が開かれ、「半年を目処に安全目標に関する内外の状況紹介を行い」「安全目標の概念、位置づけ等について自由な議論を実施」し、その後「包括的な安全目標に関する検討を行い、約半年をかけて安全目標の概念及び備えるべき要件等を明確化」し、第9回会合で「中間的な取りまとめを行う」としています。これに基づいて「原子力の安全確保体系における安全目標の位置づけ等関連する事項に関する検討についても考慮」しながら、必要な検討を引き続き行うというのです。

実は、これらと平行して、安全審査指針体系の見直しがすでにならりの程度進んでいました。1991年2月の関西電力美浜原発での蒸気発生器細管破断事故を契機として、原子力安全基準専門部会で安全審査指針の体系化に関する検討が始まっていました。1992年5月に安全審査指針等検討小委員会が設置され、1998年7月に「立地審査指針について(安全審査指針等検討小委員会の検討状況)」の報告が出され、1999年9月2日までに31回の会合を重ねていました。それがJCO事故で中断したのですが、今年3月14日の原子力安全基準専門部会で「指針体系化分科会」が設置され、検討が再開されたのです。同分科会は半年で中間取りまとめを行い、来年3月を目処に最終取

りまとめを行う予定です。ここでは、「安全審査指針は安全目標及び安全審査のあり方と関係していることは認識しているが、これらについては別途検討の場を設けることとし、本検討のスコップには含めない」とされています。つまり、安全目標については安全目標専門部会で検討し、それと密接に関係している安全審査指針の体系化については指針体系化分科会で検討し、いずれも来年3月頃を目処に報告書をまとめ、それから1年間、両者のすりあわせを行い、安全目標を基礎に据えた安全審査指針体系の枠組みを確立し、それを受けて耐震設計審査指針の改定を行うという筋道です。したがって、耐震設計審査指針の見直しには2年以上、3年程度かかるのです。

委員は互いに重なり合い、 電力会社がお目付役に

耐震指針検討分科会の委員17名のうち、神田順氏、近藤駿介氏(東京大学大学院工学研究科教授)、阿部清治氏(日本原子力研究所原子炉安全工学部部長)の3名は安全目標専門部会委員を兼ねています。また、阿部清治氏、衣笠善博氏(東京工業大学大学院総合理工学研究科教授)、山内善明氏(山内善明法律事務所弁護士)の3名は指針体系化分科会委員でもあります。しかも、耐震指針検討分科会には「外部からの発言を求めるための出席者」として尾本彰東京電力原子力技術部長と中村隆夫関西電力原子力事業本部プラント技術グループマネージャーが出ています。彼らは2人とも指針体系化分科会の「協力者」委員であり、尾本彰氏は安全目標専門部会の正委員も務めています。安全審査を受ける立場の利害関係者が安全審査指針見直しの分科会で恒常的に発言を許されているのは実に奇妙な話です。

耐震指針検討分科会での議論を安全目標へ導いているのは神田順氏です。彼は第1回会合で次のように主張しています。

「平成12年度委託調査成果報告書は、審

安全目標 専門部会	原子力安全基準専門部会		
相澤清人 阿部清治 内山巖雄 小川輝重 長見萬里野 尾本 彰 神田 順 北村行孝 吉川肇子 小佐古敏荘 近藤駿介 鈴木和彦 高橋 滋 田中幸作 谷口武俊 中山真一 丹羽太貫 平野光将 松原 望 向殿政男 盛岡 通	相澤清人 青山博之 阿部清治 入倉孝次郎 川上 泰 衣笠善博 久木田豊 草間朋子 工藤和彦 久米 均 小佐古敏荘 小島生二 近藤駿介 代谷誠治 高橋 滋 竹下 功 武田邦彦 中桐 滋 中澤正治 東 邦夫 平野光将 古田照夫 松岡 猛 宮川雅巳 矢川元基 山内善明 大和愛司 山脇道夫 吉川友章	耐震指針 検討分科会 主査 青山博之 主査代理 大竹政和 秋山 宏 阿部清治 石田瑞穂 伊部幸美 入倉孝次郎 神田 順 衣笠善博 小島圭二 近藤駿介 柴田 碧 濱田政則 原 文雄 藤田隆史 翠川三郎 山内善明 参加者 尾本 彰 中村隆夫	指針体系 化分科会 相澤清人 阿部清治 可児吉男 衣笠善博 竹下 功 成合英樹 野村 保 平野光将 備後一義 藤城俊夫 松本史朗 山内善明 協力者 尾本 彰 中村隆夫

ても安全の一つなわけですから、要するに安全目標というものをどういうふうに仮定してそれに見合う原子力の耐震性というものを設計に組み込んでいくというのが本来の流れだというふうに思う…安全目標専門部会のほうでは概ね2年位である程度見通しが見えるというふうなことを仰っていたんですけれども…この耐震分科会が余り性急に重要度分類のこの値は正しいかどうかと、そういう見直しではなくて、本来耐震安全目標をどういうふうに設定するのかということから見直すということを確認した上で…全委員がこれで十分だというまで資料を半年なり 年少し集めて、それで議論するというふうな形の進め方が必要なのではないか。」「根本を議論したら何年たっても答えは出ないというものでは決してなくて、半年で作れと言えば作れますし、1年で作れと言えば作れる、そういうレベルにもう今はなっているというふうに私は思います。」

当面は調査報告書に基づき議論か

耐震指針検討分科会主査の青山博之氏(東京大学名誉教授)は、日本地震工学会初代会長(2001.1発足)で建築の耐震設計を専門とし、旧通産省・科技庁の顧問として詳細設計審査に係わった経験を持ちますが、第1回会合では「今後の議論の方向の枠組みはこの平成12年度原子力施設の耐震安全性に関する調査成果報告書の整理表のようなものでやっていってよるしいのではないかと締めくくりました。

第2回会合の議事録はまだ入手できていませんが、配付資料を見る限り、決定論的評価法と確率論的評価法の関係を巡る議論が火花を散らし始めています。しかし、最も肝心なことは現行指針に致命的な欠陥があるということです。この致命的欠陥のある指針で作られた原発の運転を即刻停止させ、建設を中止させなければ、阪神・淡路大震災の二の舞を踏むことになりかねないということではないでしょうか。分科会の議論から目を離せません。

査指針の内容に則してなされているが、指針を見直すのに指針の内容に則して見直したってちゃんとした結論は得られない。構造設計とか耐震設計に関する最新の知見というものはほとんど反映されていないので、非常に不備であると思う。」「100%確実とか、100%これを超えないとか、そういうような表現はあり得ないということを全員承知しておきながら、言葉の上では『いかなる地震力』というような…原子力施設の安全性をどうするのかというのは目標をどの位に据えて、その目標に応じて、どのくらいの地震を考えるのかという基本的な流れを位置づけていかないと、社会に対して説明ができるものができないと思う。」この意味で、先の調査報告書は「これが我が国の耐震安全性の調査だとは国際的に恥ずかしくて出せない。」「やはり耐震と言っ